墨田区採用ＰＲ動画制作業務委託プロポーザル実施要領

別添１

**１　目的**

　　昨今、採用業務では人材獲得競争が激化し公務員離れも顕著になってきている。また、墨田区でも勧奨退職や若年層の退職も年々増加していることから、こうした状況を喫緊の区政課題として捉え、本区では「総合的人事戦略（令和６年度～令和１０年度）」を作成し、人材確保への取り組みに力を入れているところである。

　　行政課題が複雑化・高度化する中、区政を支える組織を構築していくためには、新規学卒者のみならず、民間企業等での多様な経験や高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。

　　そこで、本区が就職先として選ばれる自治体になるために、公務のやりがいや区の魅力をこれまで以上に広くＰＲすることが必要である。

本業務はＰＲ動画を墨田区公式ＨＰ及びＳＮＳにおいて墨田区職員として働く日常を、魅力的かつ分かりやすく見せることで、受験者に対し、知名度、認知度の向上を図ることを目的とする。

本目的の達成を可能にする魅力的なＰＲ動画等を制作するには、公務員広報に関する専門的な企画力や、ノウハウ、広告力等が求められる。以上から、プロポーザル方式により企画提案を求め、業務に最も適した事業者を選定するため、必要な手続き等について定めるものである。

**２　業務概要**

　（１）件名

　　　　墨田区採用ＰＲ動画制作業務委託

　（２）概要

　　　　別紙「仕様書」のとおり

　（３）契約期間

　　令和７年７月上旬（予定）から令和８年１月３０日まで

※本プロポーザルにより決定された事業者は、業務委託の履行内容が良好であり、かつ本契約期間中に墨田区から指名停止措置を受けなかった場合は、５年間を限度として業務委託を継続することがある。ただし、各年度における予算成立が前提となる。

**３　提案限度価格**

　　６，５００千円（税込）

**４　応募資格**

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３）墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成１８年９月２０日１８墨総契第３８７号）による指名停止を受けていないこと。

（４） 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２３年５月１６日２３墨総契第１３５号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

（５）国又は地方公共団体において、過去５年間に同種（類似）の業務を行った実績を有すること。

**５　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）公募開始（区ホームページ掲載） | 令和７年４月１５日（火） |
| （２）質問書の提出期限 | 令和７年４月２２日（火）午後５時まで |
| （３）質問に対する回答 | 令和７年４月２８日（月） |
| （４）参加表明書の提出期限 | 令和７年５月２日（金）午後５時まで |
| （５）企画提案書等の提出期限  （６）書類審査（第１次審査）の実施 | 令和７年５月１６日（金）午後５時まで  令和７年５月２０日（火） |
| （７）第１次審査の結果通知 | 令和７年５月２３日 (金) を予定 |
| （８）プレゼンテーション審査（第２次審査）の実施 | |
|  | 令和７年５月３０日（金）を予定 |
| （９）第２次審査の結果通知 | 令和７年６月９日（月）を予定 |
| （10）契約締結 | 令和７年７月上旬を予定 |

**６　実施要領及び必要書類の掲載**

　（１）配布日

　　　　令和７年４月１５日（火）から令和７年５月１６日（金）午後5時まで

　（２）配布方法

　　　　墨田区ホームページからのダウンロードによる。

　　　　URL　<http://www.city.sumida.lg.jp/>

**７　質問受付及び回答**

　　本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

（１）受付期限　令和７年４月２２日（火）午後５時【必着】

　　　※　受付期限を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

（２）受付方法　別紙「質問書」（様式１）により電子メールで提出すること。

　　　　　　　　メールアドレス：syokuin@city.sumida.lg.jp

（３）回答方法　令和７年４月２８日（月）に、質問者名を伏せた上で、区ホームページ上で回答する。

　　　※　競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある質問に対しては回答しない。

**８　参加表明書の提出**

（１）提出期限　令和７年５月２日（金）午後５時【必着】

（２）提出先　　墨田区総務部職員課

　　　　　　　　メールアドレス：[syokuin@city.sumida.lg.jp](mailto:syokuin@city.sumida.lg.jp)

（３）提出方法　電子メールにより提出すること。

　　　　　　　　※電子メールによる提出後、提出期限までに職員課人事係（０３－５６０８－６２４４）へ電話連絡し、受領確認を受けること。

（４）提出書類　参加表明書（様式２）

（５）提出部数　電子データで１部

**９　企画提案書等の提出**

（１）提出期限　令和７年５月１６日（金）午後5時【必着】

（２）提出先　　墨田区総務部職員課

　　　　　　　　メールアドレス：syokuin@city.sumida.lg.jp

（３）提出方法　電子メールにより提出すること。

　　　　　　　　※電子メールによる提出後、提出期限までに職員課人事係（０３－５６０８－６２４４）へ電話連絡し、受領確認を受けること。

（４）提出書類　ア　企画提案書（様式３）

　　　　　　　　イ　見積書（様式自由、Ａ４判縦１頁）

　　　　　　　　ウ　事業者概要表（様式４）

　　　　　　　　エ　財務諸表（直近決算の貸借対照表及び損益計算書）

（５）提出部数　電子データで各１部

　　　　　　　　※業者名が分からないようにマスキングすること。

**１０　企画提案書の記載項目**

（１）コンセプト・メッセージについて

（２）動画の構成・演出プランについて

（３）制作スケジュールについて

（４）見積りの内訳について

（５）撮影・編集技術について

（６）コンプライアンスに関する業務従事者への指導・教育について

（７）他自治体又は企業等における類似性の高い業務の受注実績について

**１１　選定方法**

本区職員による書類審査及びプレゼンテーション審査（以下「プレゼン審査」という。）により選定する。

（１）書類審査（第１次審査）

　　　応募資格等について書類による審査を行う。

（２）プレゼン審査（第２次審査）

書類審査（第１次審査）を通過した事業者に対し、令和７年５月３０日（水）（予定）にプレゼン審査（第２次審査）を行う。プレゼン審査は、企画提案書に関するプレゼンテーション（１５分以内）及び本区職員によるヒアリング（１０分程度）により行う。実施時間、場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

**１２　審査項目及び審査基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 |
| 企画提案に関する審査 | ・仕様書の主旨に沿い、事業目的を十分理解したうえで、制作する映像の具体的なコンセプト、映像のイメージ、構成、演出方法について提案されているか。  ・仕事、働き方、やりがいなどの内容を職員にスポットを当てながら分かりやすく見せているか。  ・実績の動画作品が動画として、見やすさ、訴求力等に優れているか。  ・履行期限までに業務が完了するような具体的なスケジュールとなっているか。  ・完成後、追加編集等、修正対応が可能か。  ・コンプライアンス等への配慮がなされているか。  ・仕様書の記載のない内容についても、積極的な提案がなされているか。 |
| 会社に関する審査 | ・会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか。  ・業務を円滑に履行することができる人員を配置できるか。  ・本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか。 |
| 見積書に関する審査 | ・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか。  ・十分な費用対効果が得られるか。 |

**１３　事業者の選定**

　　　審査結果については、別途、通知する。

**１４　契約手続き**

（１）契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和３９年墨田区規則第１１号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

（２）次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

**１５　その他**

（１）提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。

（２）期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

（３）提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。

（４）本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。

（５）提出された書類は、返却しない。

（６）本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成１３年３月２９日条例第３号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。

（７）提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。

ア　実施要領に定める手続を遵守しないとき。

イ　応募書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ　審査の公平性に影響を与える行為をしたとき。

（８）審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

**１５　問合せ・提出先**

墨田区総務部職員課人事係

　　　担当：鈴木

　　　〒１３０－８６４０　東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号（墨田区役所８階）

　　電話：０３－５６０８－６２４４

　　　メールアドレス：syokuin@city.sumida.lg.jp